

【春日井商工会議所 生命共済制度(フレッシュ共済)】

**新型コロナウイルス感染症に関する病気入院見舞金について**

「新型コロナウイルス感染症」は、病気入院見舞金の支払対象となる病気に該当し、陽性・陰性に関わらず、医師の指示により医療機関に5日以上継続入院された場合、支払対象となります。

また、医療機関の指示により、入院及び臨時施設(病院と同等とみなせる施設)、又は宿泊施設や自宅で療養し、医師の治療を受けられる場合等についても、その治療期間に関する医療機関の証明書等(コピー可)のご提出により支払対象となります。対象期間は2021年3月31日までとし、以降は状況を鑑みて延長する場合があります。

【お問合せ】

春日井商工会議所 共済担当 TEL0568-81-4141